

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

2 いじめの基本認識

- (1) いじめはどの生徒にもどの学校でも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 いじめ等に対応する基本方針

(1) (基本理念)

本校では全教職員が、いじめの基本認識を踏まえ、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら放置することがないように、学校教育全体を通じいじめ防止等のための対策を行う。

(2) (いじめ禁止)

生徒は、いじめを行ったり、放置してはならない。

(3) (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、被害者の立場を最大限尊重しつつ適切かつ迅速に、これに対処しさらに再発防止に努める。また、必要に応じて関係機関とも連携し指導する。

4 主な取り組み

(1) 未然防止

生徒の豊かな心と好ましい人間関係を築き「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

- ① 生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握し教職員の気づきを高める感性を磨く。
- ② 生徒たちの「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」を目指す。
- ③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てる。
- ④ 保護者や地域の方への働きかけを積極的に図る。

(2) 早期発見

生徒に関わる情報を保護者や地域と連携し、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努める。

- ① 全ての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い情報を共有すること。小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけ「生徒がいるところには、教職員がいる」ことをめざす。
- ② 学校生活アンケートを年2回教育相談時に実施する。
- ③ 生徒や保護者の相談しやすい体制(スクールカウンセラー)を整備する。
- ④ 地域における「子どもの見守り活動」等との連携を深め支援を求めていく。

(3) 事案対応

いじめの兆候を発見した際は、組織で早期に適切な対応をする。

- ① いじめ問題を認知した教職員は、その時、その場で、いじめを止めるとともに、関係者に適切な指導を行う。あわせて、学級担任・生徒指導担当に連絡し、校長に報告し、いじめ対策委員会を開き、いじめ問題の解決に努める。
- ② 情報収集を綿密に行い、事情聴取を行う場合は、場所・時間等を配慮し生徒たちは別々の場所で聴き取りを行う。
- ③ 事実確認は、第三者からも詳しく情報を得て、原則、複数の教員で行い教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ④ 事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒には毅然とした態度で指導にあたる。
- ⑤ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であることを指導する。
- ⑥ 学校内だけでなく関係機関とも連携をとって解決に当たる。
- ⑦ いじめられている生徒、いじめた生徒双方にSCや養護教諭等と連携をとり指導にあたる。
- ⑧ **いじめの解消要件を満たしていても、折に触れ必要な指導を継続的に行う。**
 - ・いじめが止んでいる状態が3か月以上である。
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

(4) ネット上のいじめへの対応

ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

- ① 学校での情報モラル教育を行い、家庭と連携し指導を行う。
- ② 保護者や地域に啓発活動を行うと共に、外部講師を招聘しSNS教室を開催する。

(5) 組織的対応について

いじめ対策委員会を設置し、そのチームを起点に教職員全体でいじめ問題への共通理解を図る。

〈名称〉	いじめ対策委員会
〈構成員〉	校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導・養護教諭 場合によって(不登校担当・部活動係・SC・心の教育指導員)
〈活動〉	いじめ事案に対する対応。
〈開催〉	週1回の生徒指導委員会開催時にいじめ事案についての確認。 いじめ事案発生時に緊急開催。

① 取り組み

- 〈1学期〉 ・いじめ等問題行動に対する学校方針検討・教育相談の内容検討及び情報交換
・アンケート実施・教職員研修・全校一斉学習・1学期の反省と2学期の取り組み検討
- 〈2学期〉 ・教育相談の内容検討及び情報交換・2学期の反省と3学期の取り組み検討
・アンケート実施・SNS教室実施
- 〈3学期〉 ・3学期の反省と次年度の取り組み検討・アンケート実施

② 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

ア 文科省の「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。

イ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

ウ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査の主体を判断し、組織を設置する。

エ 市教育委員会と上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。

オ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

③ 教職員の研修の充実

いじめ対応マニュアルやいじめ未然防止プログラムを活用した校内研修を実施する。

(6) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及び処置を適切に行うため、以下の項目を加え適切に自校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。